



住まいの相談受け付け中

住まいの総合相談窓口

空き家などの相談、ユニバーサルデザイン住宅や耐震化などの各種支援制度などの住情報を、総合的に提供する窓口を設置しています。

問い合わせ 建築指導課（市庁舎6階、☎65・4180）

「住宅の新築やリフォームをしたいけれど、支援制度が分からない」「中古住宅、賃貸物件をどこで探せばいいか分からない」「賃貸契約でトラブルになっている」「空き家をどうしたらいいか分からない」などで困っていませんか。住まいに関するさまざまな情報を、一元的に提供する「住まいの総合相談窓口」を設置しています。

◆住宅の建設・購入を支援

◆市庁舎の制度、国庁舎の制度

◆おびひろ住宅づくり奨励金

◆住宅の建設・購入を支援

◆おびひろ住宅づくり奨励金

◆住まいの改修助成事業

◆住宅リフォームを支援

◆耐震改修補助制度

◆無料耐震簡易診断

◆民間不動産情報などを紹介

◆ユニバーサルデザイン住宅相談会

◆建築で起きたトラブル

よくある相談の紹介

Q おびひろ住宅づくり奨励金とすまい給付金は併用できますか。
A 併用できます。他にも併用できる制度があります。

Q 空き家の活用や管理について困っています。
A 内容をお聞きした上で、専門の相談窓口を紹介します。

Q 自宅の耐震性に不安があります。
A 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅であれば無料耐震簡易診断を受けられます。




住宅の建設・購入やリフォームを支援する制度など、住まいに関する情報をまとめたパンフレットを配布しています。市ホームページにも掲載しているのでご覧ください。

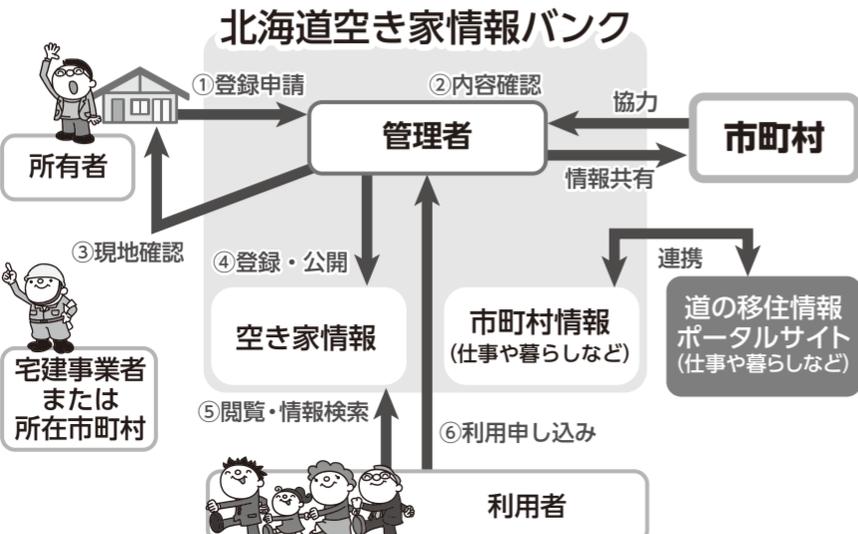
帯広市 住まいの総合相談窓口

空き家関連情報

空き家の所有者などの管理が不十分で他人に被害を与えた場合は、被害者から損害賠償などを求められることもあります。日ごろから建物の点検や修繕、庭木の管理、冬期間の屋根の雪下ろしなど適切な維持管理をお願いします。

○マイホーム借上げ制度
 移住・住みかえ支援機構の「マイホーム借上げ制度」は、50歳以上の人のマイホームを、本人が指定した期間で借り上げて転貸し、安定した賃料収入を保証します。これにより、自宅を売却することなく住みかえや老後の資金として活用できます。
 問 移住・住みかえ支援機構（☎03・5211・0757）

○北海道空き家情報バンク
 北海道内の空き家の有効活用を通して、移住・定住の促進や住宅ストックの循環利用を図るために、道が運営する制度です。所有者から売買などの希望があった空き家情報を、空き家の利用を希望する人に提供します。
 問 北海道宅地建物取引業協会（☎011・642・4422）



北海道空き家情報バンク

所有者 → ①登録申請 → 管理者 → ②内容確認 → 市町村

市町村 → 協力 → 管理者

管理者 → ③現地確認 → 宅建業者または所在市町村

宅建業者または所在市町村 → ④登録・公開 → 空き家情報

空き家情報 → ⑤閲覧・情報検索 → 利用者

管理者 → ⑥利用申し込み → 利用者

市町村 → 連携 → 市町村情報（仕事や暮らしなど）

市町村情報 → 連携 → 道の移住情報ポータルサイト（仕事や暮らしなど）

管理者 ↔ 情報共有 ↔ 市町村

申込期間 9月5日(月)～16日(金) (今年度第3回)
 募集件数 抽選100件

◆住宅の耐震化を支援

市 耐震診断補助制度
 居住している所有者が、一定の規準を満たす耐震診断を行う場合、その費用の一部を補助。
 補助限度額 3万円

市 耐震改修補助制度
 耐震診断で「倒壊する可能性がある」と診断され、一定の規準を満たす耐震改修工事を行う場合、その費用の一部を補助。
 補助額 耐震改修工費が20万円未満・費用の全額、20万円以上200万円以下・20万円、200万円超・工事費の10パーセント（上限30万円）

市 無料耐震簡易診断
 居住している住宅の耐震性の目安を把握してもらうために、昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震を無料で簡易診断。
 対象住宅
 ・帯広市内に建築されていて、所有者が自ら居住している住宅
 ・昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅
 ・地上2階建以下で延べ床面積が500平方メートル以下の在来軸組構法
 ・確認申請書または診断計算に必要な図面があること

◆民間不動産情報などを紹介
 民間不動産物件の情報などを紹介しています。

◆ユニバーサルデザイン住宅相談会
 建築指導課で、第2・第4水曜日に開催しています。

◆建築で起きたトラブル
 北海道建築士事務所協会十勝支部建築相談調査会（西6南6、ソネビル5階、☎21・6270）

◆不動産をめぐるトラブル
 北海道宅地建物取引業協会帯広支部不動産無料相談所（西12南17、不動産帯広会館、☎22・7060）

◆各種専門相談窓口を紹介
 相談内容に応じて、住宅に関する専門の相談窓口を紹介します。